

【公告又は通知書記載例】

<発注者指定方式の場合>

(番号) 本工事は、発注者が受注者に対して週休2日に取り組む旨を指定したうえで工事を実施する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。（詳細は現場説明書による。）

<受注者希望方式の場合>

(番号) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。（詳細は現場説明書による。）

【現場説明書記載例】

<発注者指定方式の場合>

1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。（通期の週休2日は必須。）
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ①「週休2日」とは次の②又は③の状態をいう。
 - ②「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
 - ③「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
 - ④「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成通知日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容（中間・期末試験○日間、資格試験○日間、入試及びその準備期間○日間、卒業式及びその準備期間○日間、入学式及びその準備期間○日間 ※他にも工事ができないことが分かるものは記載すること。）に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - ⑤「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ⑥「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - ⑦「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

また、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜

日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

⑧「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、通期の週休2日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休息）予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は分離発注工事である●●工事、●●工事の受注者と協力し、工事進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）日を記載し、月1回の工事月報に添付し、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）日が記載された実施工程表等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
5. 通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休を満たす場合は補正係数を1.04に変更し増額変更する。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
6. 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上）を実施した場合、また、通期の週休2日促進工事（4週8休以上）を実施した場合は工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表により評価を行う。
7. 週休2日の実施の有無に関わらず、工事完成後、受注者は週休2日促進工事のアンケート調査に協力するものとする。

<受注者希望方式の場合>

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合せ簿等で協議するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3項、4項に規定する義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- ①「週休2日」とは次の②又は③の状態をいう。
- ②「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ④「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成通知日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容（中間・期末試験○日間、資格試験○日間、入試及びその準備期間○日間、卒業式及びその準備期間○日間、入学式及びその準備期間○日間 ※他にも工事ができないことが分かるものは記載すること。）に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を

余儀なくされる期間等は含まない。

- ⑤「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- ⑥「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- ⑦「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

また、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ⑧「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、通期の週休2日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休息）予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は分離発注工事である●●工事、●●工事の受注者と協力し、工事進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）日を記載し、月1回の工事月報に添付し、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）日が記載された実施工程表等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

5. 通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休を満たす場合は補正係数を1.04に変更し増額変更する。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6. 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上）を実施した場合、また、通期の週休2日促進工事（4週8休以上）を実施した場合は工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表により評価を行う。

7. 週休2日の実施の有無に関わらず、工事完成後、受注者は週休2日促進工事のアンケート調査に協力するものとする。